

お知らせ

交通事故無料相談

◎相談日（電話相談可）

月曜日～金曜日

午前9時～正午

午後1時～5時

◎弁護士相談日

毎月第2・4木曜日

午後1時～（面談・要予約）

◎詳しい問い合わせは

日本損害保険協会 鹿児島自

動車保険請求相談センター

鹿児島市中央町12-1

明治生命西鹿児島ビル5階

TEL 099-252-3466

児童手当が小学3年生まで
拡大されました

Ⅰ【児童手当について】

●平成16年4月1日から、児童手

当支給対象年齢が小学校3年

生終了前まで拡大されました。

1 支給対象

児童手当は、9歳到達後最初の

3月31日までの間にある児童を

養育している方に支給されます。

2 手続き方法

出生・転入等により新たに受給

資格が生じた場合は、役場福祉保

健課へ次の書類を添え、認定請求

の続きをしてください。（公務

員の場合は勤務先に提出）

①健康保険証（請求者が社会保険

の場合）

②所得額証明書（その年の1月1

日に町外に住所があつた場合）

③請求者の通帳の写し

③ 支給額（月額）

第1子 5,000円

第2子 5,000円

第3子以降 10,000円

4 所得による支給の制限

前年の所得が一定額以上の場

合には、手当は支給されません。

5 支払時期

毎年2月・6月・10月にそれぞ

れの前月分まで支給されます。

Ⅱ【児童扶養手当について】

1 支給対象

手当を受けることができる人

は、父母が婚姻を解消したり、父

親が一定の障害の状態にある、18

歳未満の児童（心身に障害がある

場合は20歳未満）を監護している

母親または、母親にかわつてその

児童を養育している人です。

ただし、老齢福祉年金以外の公

的年金を受けている人には、手当

は支給されません。

2 手続き方法

手当を受けるには、次の書類を

揃え、役場福祉保健課で請求の手

続きをしてください。

①戸籍謄本（本人と児童が記載さ

れているもの）

②住民票謄本（世帯全員分）

③口座証明書

④所得額証明書

⑤その他必要書類

※書類は役場福祉保健課に準備

してあります。

3 手当の金額（月額）

1人 41,880円

児童が2人の場合は1人目に、

5,000円加算、3人目以降は、

さらに3,000円ずつ加算。

4 所得による支給の制限

前年の所得により手当の全部

または一部が支給できないこと

があります。

5 手当の支払日

4月11日・8月11日・12月11日

※支払日が、土・日または祭日のと

きは、繰り上げて支給されます。

Ⅲ【特別児童扶養手当について】

1 支給対象

手当を受けることができる人は、

身体または精神に障害のある20歳

未満の児童を監護する父もしくは

母または、父母にかわつて児童を養

育している人です。

ただし、障害を理由に公的年金を

受けられる児童は対象になりません。

2 手続き方法

手当を受けるには、次の書類を

揃え、役場福祉保健課で請求の手

続きをしてください。

①戸籍謄本（請求者と対象児童）

②住民票（世帯全員分）

③診断書（身体障害者手帳や療育

手帳をお持ちの方で診断書を

省略できる場合があります。）

④その他必要書類

※書類は役場福祉保健課に準備

してあります。

3 手当の金額（月額）

1級該当 50,900円

2級該当 33,900円

4 所得による支給の制限

前年の所得により手当が支給

されないことがあります。

5 手当の支払日

4月11日・8月11日・11月11日

※支払日が、土・日または祭日のと

きは、繰り上げて支給されます。

【問い合わせ先】

大崎町役場福祉保健課児童係まで

TEL 76-11111

(内線 142-145)

事業主のみなさん

労働保険の加入手続きは

お済みですか？

労災保険は、労働者が業務上の

事由または通勤によつて負傷した

り、病気に見舞われたり、あるい

は、不幸にも死亡された場合に被

災労働者や遺族を保護するため必

要な保険給付を行うものです。

雇用保険は、労働者が失業した

場合および労働者についての雇用の

継続が困難となる事由が生じた場

合に、労働者の生活および雇用の安

定を図るとともに、再就職を促進す

るため必要な給付を行うものです。

また、労働保険の加入手続きをと

られていない事業主の方は、今すぐ

最寄りの労働基準監督署・公共職業

安定所へ加入手続きをしましょう。

また、労働保険事務組合（商工会

など）への事務委託制度もあります

ので、お気軽におたずねください。

【問い合わせ先】

大隅公共職業安定所志布志出張所

(ハローワークしづし)

TEL 0994-72-0047

志布志労働基準監督署

TEL 0994-72-0226

『クレジット・サラ金

110番』の開催

鹿児島県司法書士会は、次の要

領で『クレジット・サラ金110

番』を開催します。

クレジット・サラ金等の返済で

お困りの方は、ご相談ください。

なお、面談相談を希望される方は、

あらかじめ予約をお願いします。

●主催 鹿児島県司法書士会

●日時 10月30日（土）

午前10時～午後6時